

令和5年2月市議会総務委員会資料

第29号議案 長崎市監査委員条例の一部を改正する条例

第31号議案 市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第34号議案 市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

目次

条例の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3～6ページ
新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7～11ページ

総 務 部

令和5年2月

条例の概要

1 改正の理由

議会の議員報酬、市長及び副市長等の給料並びに各種委員会の委員などの非常勤の職員の報酬の額の改定を行いたい。

また、市長等の退職手当の支給割合を改定したい。

2 改正する条例

区 分	下記 3 の内容	
	(1)	(2)
(1) 長崎市監査委員条例	○	○
(2) 市長及び副市長の給与に関する条例	○	
(3) 教育長の給与等に関する条例	○	
(4) 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例	○	
(5) 非常勤の職員の報酬等に関する条例	○	
(6) 市長及び副市長の退職手当に関する条例		○

3 内容

(1) 報酬、給料の額の改定

ア 改定内容

市長から長崎市特別職報酬等審議会へ、令和4年12月19日に増額改定についての諮問を行い、同審議会会長から、諮問どおり改定することが適当であるとの答申が令和5年2月6日にあったことから、この答申を踏まえ、次のとおり改定する。

(ア) 市長等の給料の月額は、平成20年から継続している自主的な減額相当分（市長10%、副市長5%、教育長・上下水道事業管理者・常勤の監査委員3%）を復元する。

(イ) 特別職の報酬等の額は、前回の改定以後の一般職の職員の給与改定率である0.92%相当分を増額する。

イ 議員、市長等の改定後の額と現行額の比較

職	現行額 a	改定内容		改定後の額 b	差額 b-a	
		ア (ア) の復元	ア (イ) の増額			
議員	議長	737,000 円	—	+7,000 円	744,000 円	7,000 円
	副議長	673,000 円	—	+6,000 円	679,000 円	6,000 円
	議員	619,000 円	—	+6,000 円	625,000 円	6,000 円
市長等	市長	978,000 円	1,086,000 円	+10,000 円	1,096,000 円	118,000 円
	副市長	840,000 円	884,000 円	+8,000 円	892,000 円	52,000 円
	教育長	683,000 円	704,000 円	+6,000 円	710,000 円	27,000 円
	上下水道 事業管理者	683,000 円	704,000 円	+6,000 円	710,000 円	27,000 円
	常勤 監査委員	585,000 円	604,000 円	+6,000 円	610,000 円	25,000 円

イの表のほか、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員その他の非常勤の特別職についても、新旧対照表（8ページ）のとおり、0.92%に相当する額の増額を行う。

（参考）人口35-45万人都市（20市）における特別職報酬額等順位

令和4年4月現在

人口 順位	都市名	市長		副市長		議長		副議長		議員	
		月額 (千円)	順位	月額 (千円)	順位	月額 (千円)	順位	月額 (千円)	順位	月額 (千円)	順位
7	長崎	1,096	7 (18)	892	11 (17)	744	6 (8)	679	9 (9)	625	9 (9)

※ 長崎市の順位の（ ）は、現行の報酬等の額による順位。

(2) 退職手当の支給割合の改定

ア 改定内容

退職手当の支給割合について、九州内県庁所在地のうち中核市4市の支給割合を参考に、これと差異のある市長、副市長及び常勤の監査委員に係る退職手当の支給割合を見直す。

イ 改定後の支給割合と現行の支給割合等の比較

職	改定前 a			改定後 b			差額 b - a		
	給料 月額 千円	退職 手当 千円	支給 割合 /100	給料 月額 千円	退職 手当 千円	支給 割合 /100	任期給与 千円	退職 手当 千円	合計 千円
市長	978	28,166	60	1,096	26,830	51	8,000	▲1,336	6,664
副市長	840	15,725	39	892	14,986	35	3,525	▲739	2,786
教育長	683	6,393	26	710	6,646	26	1,437	253	1,690
上下水道 事業管理者	683	8,524	26	710	8,861	26	1,916	337	2,253
常勤 監査委員	585	6,739	24	610	6,442	22	1,774	▲297	1,477

4 施行日

令和5年5月1日

「参 考」

1 長崎市特別職報酬等審議会の概要

(1) 設置根拠

長崎市特別職報酬等審議会条例

(2) 組織

委員 10 名（本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が任命）

(3) その他

ア 市長は、毎年少なくとも 1 回、議員報酬並びに市長及び副市長の給料（以下「当別職報酬等」という。）の額が適当であるかどうかについて、審議会の意見を聞く。

イ 市長は、特別職報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該額について審議会に諮問する。

2 特別職報酬審議会の審議経過

(1) 令和 4 年 11 月 15 日 令和 4 年度第 1 回特別職報酬等審議会開催

- ・特別職報酬等の現況報告及び改定に関する審議

(2) 令和 4 年 12 月 12 日 特別職報酬等審議会の審議結果の提出

(審議の概要)

- ・経済は回復に向け歩みを進め、市の財政状況も健全な状態を維持できる見込みであることや、100 年に 1 度の進化、恒久平和などに向け、強いリーダーシップの発揮が求められる市長等の給料は、復元すべき時期に来たと言える。

- ・1.70%減額した前回の特別職報酬等の改定(平成 23 年 5 月)以後、一般職の給料は、民間の給与水準を調査反映した人事院勧告を踏まえて通算で 0.92%相当上昇していることから、その乖離分を増額することが適当である。

(3) 令和 4 年 12 月 20 日 令和 4 年度第 2 回特別職報酬等審議会開催

- ・(上記審議結果を踏まえた改定額等)の諮問及び審議

3 一般職の給料の増減の推移

年度	一般職の水準				特別職の報酬等の改定率	
	改定前(円)	改定後(円)	増減額(円)	増減率(%)	(%)	
H13	413,522	413,835	313	0.08		
H14	417,006	408,864	▲ 8,142	▲ 1.95	平成15年4月改定	▲ 1.50
H15	410,984	406,839	▲ 4,145	▲ 1.01		
H16	410,958	410,958	0	0.00		
H17	408,138	406,765	▲ 1,373	▲ 0.34	改定率累計 ▲ 1.70%	
H18	409,988	409,988	0	0.00		
H19	395,422	395,943	521	0.13		
H20	392,337	392,337	0	0.00		
H21	389,096	388,291	▲ 805	▲ 0.21		
H22	383,870	382,833	▲ 1,037	▲ 0.27	平成23年5月改定	▲ 1.70
H23	375,716	374,513	▲ 1,203	▲ 0.32		
H24	366,796	366,796	0	0.00		
H25	362,629	362,629	0	0.00		
H26	360,885	362,005	1,120	0.31		
H27	362,581	363,016	435	0.12	改定率累計 0.92%	
H28	363,467	363,948	481	0.13		
H29	360,409	360,879	470	0.13		
H30	361,592	362,139	547	0.15		
R1	356,733	357,161	428	0.12		
R2	351,607	351,607	0	0.00		
R3	341,330	341,330	0	0.00		
R4	348,277	349,263	986	0.28		

【第29号議案 長崎市監査委員条例の一部を改正する条例関係】

長崎市監査委員条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○長崎市監査委員条例 (昭和39年長崎市条例第8号) (給料等の支給)</p> <p>第9条 常勤の監査委員には、給料、地域手当、通勤手当、期末手当、退職手当及び旅費を支給する。</p> <p>2 給料は、月額<u>585,000円</u>とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 退職手当については、市長及び副市長の退職手当に関する条例(昭和32年長崎市条例第18号)の規定を準用する。この場合において、同条例第3条に掲げる割合は、<u>100分の24</u>とする。</p> <p>7・8 略</p>	<p>○長崎市監査委員条例 (昭和39年長崎市条例第8号) (給料等の支給)</p> <p>第9条 常勤の監査委員には、給料、地域手当、通勤手当、期末手当、退職手当及び旅費を支給する。</p> <p>2 給料は、月額<u>610,000円</u>とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 退職手当については、市長及び副市長の退職手当に関する条例(昭和32年長崎市条例第18号)の規定を準用する。この場合において、同条例第3条に掲げる割合は、<u>100分の22</u>とする。</p> <p>7・8 略</p>

【第31号議案 市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例関係】

市長及び副市長の給与に関する条例新旧対照表【第1条関係】

現 行	改 正 案
<p>○市長及び副市長の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第114号) (給料)</p> <p>第3条 給料の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 <u>978,000円</u></p> <p>(2) 副市長 <u>840,000円</u></p>	<p>○市長及び副市長の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第114号) (給料)</p> <p>第3条 給料の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 <u>1,096,000円</u></p> <p>(2) 副市長 <u>892,000円</u></p>

教育長の給与等に関する条例新旧対照表【第2条関係】

現 行	改 正 案
<p>○教育長の給与等に関する条例 (昭和28年長崎市条例第28号) (給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 給料は、月額<u>683,000円</u>とする。</p> <p>3～7 略</p>	<p>○教育長の給与等に関する条例 (昭和28年長崎市条例第28号) (給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 給料は、月額<u>710,000円</u>とする。</p> <p>3～7 略</p>

非常勤の職員の報酬等に関する条例新旧対照表【第3条関係】

現 行	改 正 案
<p>○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号) (報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員に対する議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>737,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>673,000円</u></p> <p>(3) 議員 月額 <u>619,000円</u></p> <p>2 議会の議員以外の非常勤の職員に対する報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会の委員 月額 <u>102,000円</u></p> <p>(2) 選挙管理委員会</p> <p>ア 委員長 月額 <u>71,600円</u></p> <p>イ 委員 月額 <u>55,400円</u></p> <p>ウ 臨時補充員 日額 <u>7,850円</u></p> <p>(3) 公平委員会</p> <p>ア 委員長 月額 <u>61,700円</u></p> <p>イ 委員 月額 <u>49,900円</u></p> <p>(4) 監査委員</p> <p>ア 識見を有する者のうちから選任された委員 月額 <u>113,000円</u></p> <p>イ 議会の議員のうちから選任された委員 月額 <u>85,000円</u></p>	<p>○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号) (報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員に対する議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>744,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>679,000円</u></p> <p>(3) 議員 月額 <u>625,000円</u></p> <p>2 議会の議員以外の非常勤の職員に対する報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会の委員 月額 <u>103,000円</u></p> <p>(2) 選挙管理委員会</p> <p>ア 委員長 月額 <u>72,300円</u></p> <p>イ 委員 月額 <u>55,900円</u></p> <p>ウ 臨時補充員 日額 <u>7,900円</u></p> <p>(3) 公平委員会</p> <p>ア 委員長 月額 <u>62,300円</u></p> <p>イ 委員 月額 <u>50,400円</u></p> <p>(4) 監査委員</p> <p>ア 識見を有する者のうちから選任された委員 月額 <u>114,000円</u></p> <p>イ 議会の議員のうちから選任された委員 月額 <u>85,800円</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(5) 農業委員会</p> <p>ア 会長 月額 <u>62,100円</u> 年額 活動及び成果に応じ、予算の範囲内において市長が定める額</p> <p>イ 委員 月額 <u>47,200円</u> 年額 活動及び成果に応じ、予算の範囲内において市長が定める額</p> <p>ウ 農地利用最適化推進委員 月額 <u>37,500円</u> 年額 活動及び成果に応じ、予算の範囲内において市長が定める額</p> <p>(6) 固定資産評価審査委員会</p> <p>ア 委員長 日額 <u>10,800円</u></p> <p>イ 委員 日額 <u>10,000円</u></p> <p>(7) 社会教育委員 日額 <u>7,850円</u></p> <p>(8) 民生委員推薦会の委員 日額 <u>7,850円</u></p> <p>(9) 固定資産評価員 月額 <u>93,400円</u></p> <p>(10) 土地区画整理審議会の委員 日額 <u>7,850円</u></p> <p>(11) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく評価員 日額 <u>7,850円</u></p> <p>(12) 防災会議の委員及び専門委員 日額 <u>7,850円</u></p> <p>(13) 交通安全対策会議</p> <p>ア 委員及び特別委員 日額 <u>7,850円</u></p> <p>イ 幹事 日額 <u>6,700円</u></p> <p>(14) 介護認定審査会</p> <p>ア 会長 日額 <u>18,700円</u></p> <p>イ 委員 日額 <u>17,700円</u></p> <p>(15) 障害支援区分認定審査会</p> <p>ア 会長 日額 <u>18,700円</u></p> <p>イ 委員 日額 <u>17,700円</u></p> <p>(16) 国民保護協議会</p> <p>ア 委員及び専門委員 日額 <u>7,850円</u></p> <p>イ 幹事 日額 <u>6,700円</u></p> <p>(17) 消防賞じゅつ審査委員会の委員</p>	<p>(5) 農業委員会</p> <p>ア 会長 月額 <u>62,700円</u> 年額 活動及び成果に応じ、予算の範囲内において市長が定める額</p> <p>イ 委員 月額 <u>47,600円</u> 年額 活動及び成果に応じ、予算の範囲内において市長が定める額</p> <p>ウ 農地利用最適化推進委員 月額 <u>37,800円</u> 年額 活動及び成果に応じ、予算の範囲内において市長が定める額</p> <p>(6) 固定資産評価審査委員会</p> <p>ア 委員長 日額 <u>10,900円</u></p> <p>イ 委員 日額 <u>10,100円</u></p> <p>(7) 社会教育委員 日額 <u>7,900円</u></p> <p>(8) 民生委員推薦会の委員 日額 <u>7,900円</u></p> <p>(9) 固定資産評価員 月額 <u>94,300円</u></p> <p>(10) 土地区画整理審議会の委員 日額 <u>7,900円</u></p> <p>(11) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく評価員 日額 <u>7,900円</u></p> <p>(12) 防災会議の委員及び専門委員 日額 <u>7,900円</u></p> <p>(13) 交通安全対策会議</p> <p>ア 委員及び特別委員 日額 <u>7,900円</u></p> <p>イ 幹事 日額 <u>6,750円</u></p> <p>(14) 介護認定審査会</p> <p>ア 会長 日額 <u>18,900円</u></p> <p>イ 委員 日額 <u>17,900円</u></p> <p>(15) 障害支援区分認定審査会</p> <p>ア 会長 日額 <u>18,900円</u></p> <p>イ 委員 日額 <u>17,900円</u></p> <p>(16) 国民保護協議会</p> <p>ア 委員及び専門委員 日額 <u>7,900円</u></p> <p>イ 幹事 日額 <u>6,750円</u></p> <p>(17) 消防賞じゅつ審査委員会の委員</p>

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">日額 <u>7,850円</u></p> <p>(18) 前各号に掲げるもののほか、法第138条の4第3項に規定する附属機関（長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）別表第1及び別表第2に規定するものを除く。）</p> <p>ア 会長又は委員長の職にある者 日額 <u>8,700円</u></p> <p>イ ア以外の者 日額 <u>7,850円</u></p> <p>(19)・(20) 略</p> <p>(21) 前各号に掲げる者のほか、その他の非常勤の職員 年額にあつては<u>176,000円</u>、月額にあつては<u>211,000円</u>、日額にあつては<u>10,600円</u>を超えない範囲内で、任命権者が市長と協議して定める額</p>	<p style="text-align: center;">日額 <u>7,900円</u></p> <p>(18) 前各号に掲げるもののほか、法第138条の4第3項に規定する附属機関（長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）別表第1及び別表第2に規定するものを除く。）</p> <p>ア 会長又は委員長の職にある者 日額 <u>8,800円</u></p> <p>イ ア以外の者 日額 <u>7,900円</u></p> <p>(19)・(20) 略</p> <p>(21) 前各号に掲げる者のほか、その他の非常勤の職員 年額にあつては<u>178,000円</u>、月額にあつては<u>213,000円</u>、日額にあつては<u>10,700円</u>を超えない範囲内で、任命権者が市長と協議して定める額</p>

長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例新旧対照表【第4条関係】

現 行	改 正 案
<p>○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年長崎市条例第39号)</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 給料は、月額<u>683,000円</u>とする。</p> <p>3～7 略</p>	<p>○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年長崎市条例第39号)</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 給料は、月額<u>710,000円</u>とする。</p> <p>3～7 略</p>

【第34号議案 市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例関係】

市長及び副市長の退職手当に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○市長及び副市長の退職手当に関する条例 (昭和32年長崎市条例第18号)</p> <p>(退職手当の額)</p>	<p>○市長及び副市長の退職手当に関する条例 (昭和32年長崎市条例第18号)</p> <p>(退職手当の額)</p>

現 行	改 正 案
<p>第3条 退職手当の額は、市長等の退職した日におけるその者の給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額に、更にその者の在職期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 市長 <u>100分の60</u></p> <p>(2) 副市長 <u>100分の39</u></p>	<p>第3条 退職手当の額は、市長等の退職した日におけるその者の給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額に、更にその者の在職期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 市長 <u>100分の51</u></p> <p>(2) 副市長 <u>100分の35</u></p>